

稲敷市電気自動車充電設備設置運営事業
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

本市では、稲敷市環境計画を令和3年3月に策定するとともに、令和5年1月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進してきたところである。この度、電気自動車の利用環境を整備するため、本庁舎をはじめとする公共施設駐車場に電気自動車充電設備を設置する。

この要領は、電気自動車充電器の設置運営を行う事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 設置の条件

別紙「稲敷市電気自動車充電設備設置運営事業仕様書」参照

3 実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。なお、スケジュールは必要に応じて変更する場合がある。

(1) 実施の公告	令和8年5月7日(木)
(2) 質疑の受付	令和8年5月19日(火) 17時まで
(3) 質疑に対する回答	令和8年5月21日(木) 12時まで
(4) 参加申請書及び企画提案書の受付	令和8年5月22日(金) 17時まで
(5) 参加申請書及び企画提案書の審査	令和8年5月27日(水)
(6) 優先交渉権者の決定	令和8年5月29日(金)
(7) 仕様の協議及び事業に係る契約・協定締結	令和8年6月上旬

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者（二以上の者の連帯によって結成される共同企業体方式による場合はすべての者）とする。

(1) 一般的事項

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号にかかけられた者でないこと。
- ②暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- ③公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づ

く処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立てをしていないこと。

⑥国税、市税の未納がないこと。

⑦共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 本事業の遂行のために必要な事項

令和3年度から令和7年度までに、本事業と類似の事業履行実績を有すること。

(3) 一企業一提案

一の応募者につき1件の応募提案に限り、複数の応募提案は認めない。また、一の企業が複数の応募者への参加を通じて2件以上の応募提案をすることも認めない。

5 応募に関する質問

質疑及び回答は次のとおりとする。なお、説明会を開催しないことから、疑問点等は以下のとおり問い合わせること。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（任意様式）を電子メールに添付し「12 提出先・問い合わせ先」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和8年5月19日（火）17時まで

(3) 回答方法

質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて、市ホームページにおいて公表する。

(4) 回答日

令和8年5月21日（木）12時まで

(5) その他

①電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。

②共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。

③質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

④現地確認を希望する場合は、「12 提出先・問い合わせ先」に現地確認を希望する旨の連絡をすること。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を、電子メール又は郵送で提出す

ること。電子メールの場合は、到着確認のため、「12 提出先・問い合わせ先」まで電話連絡すること。郵送の場合は、本市への到着が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とする。

なお、参加申込書及び企画提案書を提出した場合であっても、「3 実施スケジュール (6) 優先交渉権者の決定」があるまでは、参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式1）
- ②事業所概要調書（様式2）
- ③共同企業体協定書（様式3）※1・※2
- ④誓約書（様式4）
- ⑤登記事項証明書（商業・法人登記）
- ⑥国税、市税納税証明書（写し可）※3
- ⑦設置するEV充電設備の資料（カタログ等）
- ⑧企画提案書

※1 電子メールの場合は、押印したものをPDF形式で送信すること

※2 共同参加申請をする場合のみ

※3 市税は稲敷市に納税義務のある者のみ提出すること。

- ・ 国税…法人税、消費税及び地方消費税（様式その3の3）
- ・ 市税…法人市民税、固定資産税、軽自動車税

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時（必着）

(3) 提出先

稲敷市特定事業推進課（「12 提出先・問い合わせ先」参照）

7 企画提案書の作成要領

(1) 形式

サイズはA4判とし、様式及びページ数は任意とする。

(2) 企画提案内容

別紙「稲敷市電気自動車充電設備設置運営事業仕様書」を参考に、次の事項について記載すること。

①電気自動車用充電器の仕様

- ・ メーカー
- ・ 出力（kW）
- ・ 寸法（幅、高さ、奥行）

- ・利用料金体系
 - ・認証、決済方法
 - ②電気自動車用急速充電器の管理体制
 - ・利用者からの問い合わせ対応
 - ・トラブル発生時の対応
 - ・市での利用実績の把握の可否、方法
 - ・保守点検の頻度、内容
 - ③本事業と類似する事業の実績
 - ④設置及び運用にあたっての提案者の強み、関連する実績等
- (3) 提出方法
- ①9部印刷し、持参又は郵送により提出するとともに、電子メールに提出書類のデータを添付し「12 提出先・問い合わせ先」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。ファイル容量が5MBを超える場合は、本市のファイル転送サービスを利用するので事前に連絡すること。
 - ②ファイル形式は「PDF」とすること。
- (4) 提出された企画提案書等の取り扱い
- ①提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。
 - ②提出された全ての書類は返却しない。
 - ③提出後の差し替え、追加及び削除はできない。
 - ④提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
 - ⑤提出書類の内容について不明な点等がある場合は、参加者に対し事務局から確認を行うことがある。確認した内容については、提案書の一部と見なすものとする。
 - ⑥提出書類は原則として公表しない。ただし、稲敷市情報公開条例（令和3年条例第5号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。
 - ⑦提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において複製及び印刷することがある。

8 事業者の選定

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、事業実施予定者として決定する。

(2) 選定方法

選考は、事業者選考委員会が、下記（3）の審査基準に基づいて、企画提案書の書面審査を行い、以下のとおり選定する。

ア 企画提案書の記載内容より、別表の評価項目について採点し、得点が最も多かったも

のを事業実施予定者として選定する。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

イ 最多得点が同点であった場合は、くじ引きで決定する。

ウ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 審査基準

企画提案書の審査基準は別表のとおりとする。

(4) 結果通知

選考の結果は、応募者全員に対して電子メール及び書面により個別に通知する。

9 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 事業者が「4 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、事業を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) その他、参加者が事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

10 協定

- (1) 上記8により選定された者を、事業実施予定者とし、事業実施予定者は希望場所における詳細調査や事業計画等を行うとともに、公共施設管理者等と事業実施に向けた協議を実施すること。協議の結果、事業が実施可能との合意が得られた場合に協定を締結するものとする。

また、協議の結果、事業が実施不可との判断となった場合は、当該提案事業は終了するものとする。

ただし、事業実施予定者が辞退した場合や協定締結できない場合は、次点の者と交渉することがある。

- (2) 協定締結に当たっては、提出された企画提案内容をもとに稲敷市と協議を行うこと。
- (3) 協定締結に当たっては、協定書を2通作成し、各1通を保有する。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることは

できない。

(4) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ①「4 参加資格要件」を満たさない者
- ②提出書類に虚偽の記載をした者
- ③その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(5) 事業の遂行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

(6) 本要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、稲敷市会計規則（平成17年3月22日規則第34号）、稲敷市契約規則（平成17年規則第42号）及び市の指示によること。

12 提出先・問い合わせ先

〒300-0595 稲敷市犬塚1570-1

稲敷市市長公室特定事業推進課（稲敷市役所本庁舎3階）

担当者：原

電話：029-892-2000（代表）

FAX：029-892-2062

E-mail：tokutei@city.inashiki.lg.jp

※連絡は原則として電子メールを利用し、件名を「稲敷市EV充電器設置〇〇について」とすること。

別表 企画提案書の審査基準

審査項目	審査基準	配点	非常に 優れて いる	優れて いる	標準 的	やや 劣る	劣る
事業内容 の理解	・本事業の目的・内容は十分に理解されているか。また、提案内容に具体性・妥当性はあるか。	10点	10点	8点	6点	4点	2点
整備計画	・提案された充電設備の規模は適切か。 ・建物や既存系統・配管等に損傷を与えないかつ、充電設備と車が接触しにくい設計であると見込まれるか。 ・設置工事時の安全対策は適切か。	15点	15点	12点	9点	6点	3点
運営体制 ①	・維持管理及び運営の方法は具体的かつ適切で、市に負担がない方法であるか。 ・充電設備の予約状況や過去の利用履歴等、施設側で確認及び管理できるようにになっているか。 ・運用時の安全対策は適切か。	15点	15点	12点	9点	6点	3点
運営体制 ②	・トラブルが発生した場合の体制が整えられており、災害や事故発生時の対応が、市へ負担がかからない方法であるか。	10点	10点	8点	6点	4点	2点
利用料金	・利用料金の設定は適切	10点	10点	8点	6	4点	2

利用方法	<p>になっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用方法は市民が利用しやすい仕様となっており、クレジットカードやアプリ等での支払いが可能となっているか。 				点		点
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ計画的で確実に遂行できるスケジュールとなっているか。 	10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関する組織的な指導・監督体制が整備されているか。 	10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
類似事業の履行実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に類する事業実績や経験を有している人材を確保・配慮し、本事業の適切な実施が期待できるか。 	10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・売上の一部を市へ還元する等、市の財源確保に寄与する提案となっているか。 	10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
合計		100 点					